

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国ミンダナオ支援の包括的レビュー

○ 案件番号：190039

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

○
2019年3月13日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機関にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年3月13日(水)



2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳



3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国ミンダナオ支援の包括的レビュー

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年5月中旬～2019年8月中旬



4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 横田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年3月20日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年3月25日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年3月29日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PHP 1 = 2.135060 円
- b) US\$ 1 = 110.700000 円
- c) EUR 1 = 125.991000 円

5) その他留意事項

本業務における人件費単価は、2019年度単価を上限とします。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／平和構築
- b) 調査・分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.75 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年4月17日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：平和構築に関わる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／平和構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：平和構築にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 調査・分析】

a) 類似業務の経験：調査・分析に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合には個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
フィリピン国ミンダナオ支援の包括的レビュー

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／平和構築	業務主任者のみ	業務管理グループ
(34.00)	()	
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：調査・分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

フィリピン国南部に位置するミンダナオのムスリム多数派地域は、40年以上にもわたる分離独立・自治拡大を目指すイスラーム系反政府勢力と国家との紛争によって、フィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的・社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えている。

こうした中、フィリピン政府とモロ民族解放戦線（MNLF）との間では、1970年代より断続的に和平交渉が行われ、1976年に和平合意が締結されたものの完全実施には至っていない。1990年には、MNLFの合意なきままムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM）が発足したが、1996年には、政府とMNLFとの間で最終和平合意が締結され、同年の選挙ではミスアリ MNLF議長が ARMM 知事に選出された。翌年、政府は MNLF から分派したモロ・イスラーム解放戦線（MILF）と和平交渉を開始し、2001年に停戦合意（トリポリ協定）、2012年に和平の枠組み合意、2014年に包括的和平合意を締結した。

現ドゥテルテ政権下では、ミンダナオ和平に対して各勢力を包摂する新たなアプローチを採用し、2018年7月には、現在のARMM政府の法的根拠となっている共和国法第9056号（通称、ARMM拡大組織法）を廃止し、新たなバンサモロ自治政府を設立するための共和国法第11054号（バンサモロ基本法）が議会成立した。同法成立によって、2019年1月、2月に実施された住民投票の承認結果に基づき、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM）の領域が確定されると同時にバンサモロ暫定移行政府（BTA）が設立される予定である。2022年には選挙によって新たなバンサモロ自治政府が設立される予定である。

一方、JICAは、1990年代後半から、フィリピンの政治情勢や和平政策の変化だけでなく、ミンダナオの紛争影響地域での開発ニーズに対応しつつ、多様なセクターとスキームを組み合わせながら協力を続けてきた。しかしながら、こうした協力が長期間にわたることもあり、同地域での支援にかかる多くの関係者の間で、これまでのJICA支援がミンダナオの平和と開発に対してどのように貢献できているかについて共有できているわけではない。今後、新たな自治政府設立に向けて、JICAがこれまでの支援を強化・発展させていくにあたり、これまでの事業を包括的にレビューし、成果及び教訓の整理を行うことが必要である。

2. 業務の目的

ミンダナオ島バンサモロ地域において1990年代からJICAによって実施された各事業やイニシアティブなどをレビューし、その経緯・成果・課題を時系列に把握した上で記録として整理し、JICAのミンダナオ支援がミンダナオの平和と開発へどのように貢献しているのかを明らかにする。

3. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

4. 実施方針及び留意事項

本調査は、同地域で実施した事業群を「協力プログラム」¹と事後的に仮定して、その成果を「貢献の概念」²を用いて分析するもの。そのための調査の問い合わせ及び作業仮説は、次のとおりである。

(1) 調査の問い合わせ

- ① JICA のミンダナオ紛争影響地域への各事業の支援内容（実施時期、目標、コンポーネント、投入額、実施体制など）はどのような経緯で形成され（他ドナーや政府機関との調整を含め）³どのような成果及び効果を生み出したのか。事業が後継事業に展開・拡大する際にどの程度、実績からの教訓を生かしたか（事業別）。
- ② JICA のミンダナオ支援（事業群）は、他ドナーと比べてどのような支援の特性があるか（セクター、地域、実施体制、支援分野・内容、介入時期・期間など）。（事業群=事業全体）
- ③ 現地での開発事業以外の日本の支援や貢献は、ミンダナオの平和と開発を促進するために、他の JICA 事業との間にどのような相乗効果を生み出したか（各事業あるいは事業群と他支援との関係性）。

(2) 作業仮説（案）⁴

これまでの支援実績を踏まえ本調査の作業仮説は、「JICA のミンダナオへの支援は、長年にわたる開発事業の継続的実施によって培ったネットワーキングを活かし、経済開発、ガバナンス強化、コミュニティ開発と多様な関係者間の信頼醸成と現地人材の育成をとおしてミンダナオの平和と開発に貢献した」である。これを図式化したものは図 1 のとおり。

¹JICA は、協力プログラムを「途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的枠組み（＝協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオ）」と定義している。詳細は、JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 1.1 P56）参照。

²「貢献（Contribution）の概念」とは、援助対象国における特定の開発課題の解決に向けた進展と、特定の組織が独自の事業を通じ達成する成果を明示的に分けて認識した上で、「開発課題の進展」と「特定組織が達成した成果」の間にある因果関係がどの程度あるか、を間接的な手法で検証しようとする考え方である。

³ 事業は、開発ニーズや相手国政府機関の要望だけでなく、他ドナーの事業実施状況などによって規定されるため、この点も明らかにすることとする。

⁴ 議論の混乱を避けるために、作業仮説を設定。作業仮説は変更可能であるものの、本調査の事後的な性質を踏まえ、調査開始時に関係者で合意した後に、大幅な変更はしないものとする。

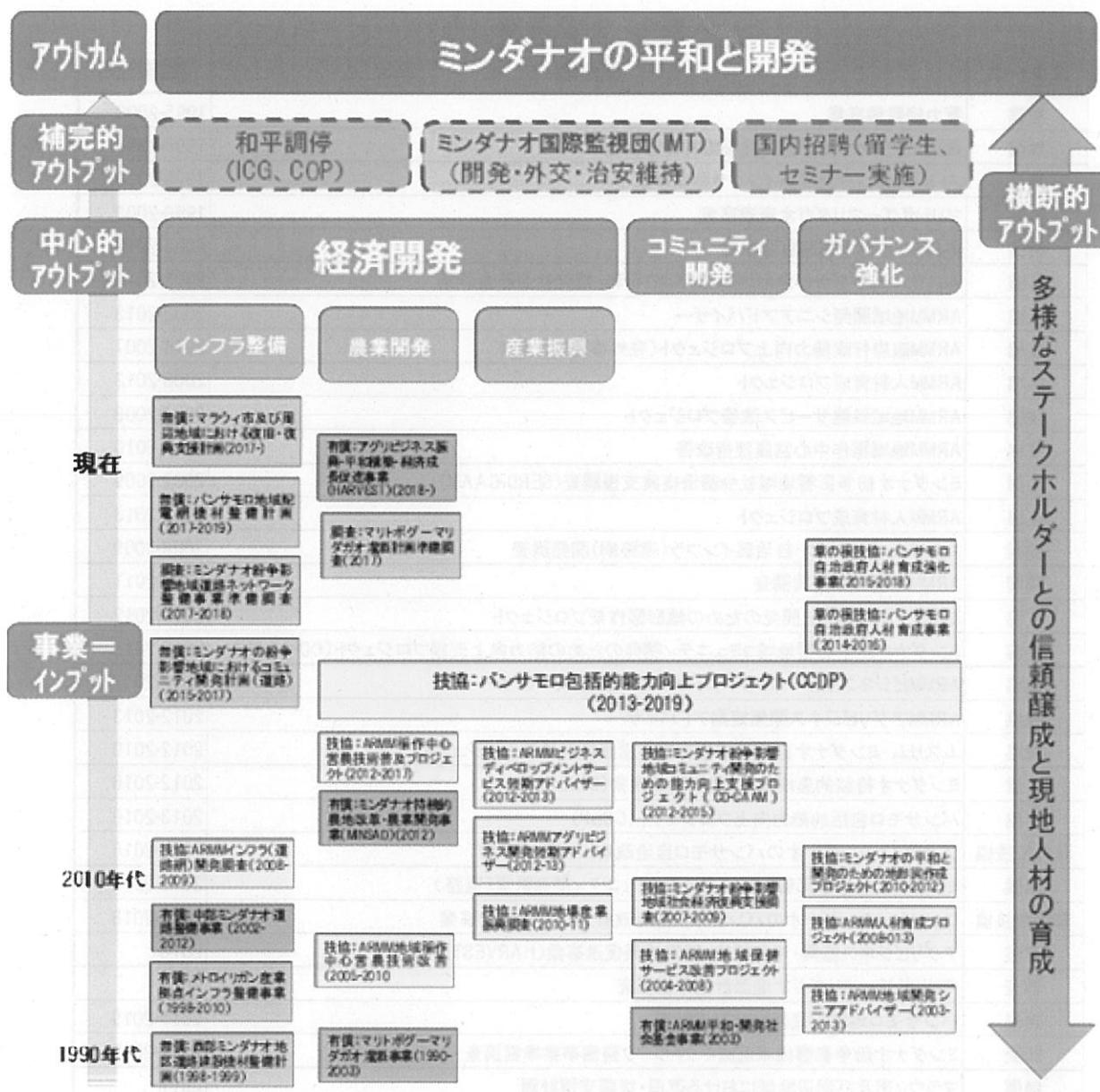


図1: ミンダナオ支援の全体図

(3) 対象事業

対象事業には、上記の資金協力（有償、無償）、技術協力（開発調査型、技術協力プロジェクト、専門家派遣、草の根技協などを含む）などが含まれる（JICA）。そのほか、各事業とアウトプット・アウトカム発現を補完的に説明するものとして、ミンダナオ国際監視団への派遣（開発・外交・治安維持）（外務省）、国際コンタクトグループ（和平交渉のオブザーバー参加）（外務省）、和平調停の対話促進（Consolidation for Peace, COP）（JICA）、総体としての第三国研修（JICA）、草の根無償（大使館）、留学生事業（JICA）、ARMMからBARMMへの移行準備支援（JICA）なども含む。

表1：対象事業（案）

スキーム	案件名	実施期間
有償	電力網整備事業	1995-2000
無償	西部ミンダナオ地区道路建設機材整備計画	1998-1999
有償	メトロイリガン産業拠点インフラ整備事業	1998-2010
有償	マリトボグーマリダガオ灌漑事業	1990-2003
有償	中部ミンダナオ道路整備事業	2003-2012
有償	ムスリム・ミンダナオ自治地域(ARMM)平和・開発社会基金事業	2003-2012
技協	ARMM地域開発シニアアドバイザー	2003-2013
技協	ARMM政府行政能力向上プロジェクト(在外事務所主管)	2004-2007
技協	ARMM人材育成プロジェクト	2008-2013
技協	ARMM地域保健サービス改善プロジェクト	2004-2008
技協	ARMM地域稻作中心営農技術改善	2005-2010
開調	ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査(SERD-CAAM)	2007-2009
技協	ARMM人材育成プロジェクト	2008-2013
開調	ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ(道路網)開発調査	2008-2009
開調	ARMM地場産業振興調査	2010-2011
技協	ミンダナオの平和と開発のための地形図作成プロジェクト	2010-2012
技協	ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト(CD-CAAM)	2012-2015
技協	ARMMビジネスディベロップメントサービス短期アドバイザー	2012-2013
技協	ARMMアグリビジネス開発短期アドバイザー	2012-2013
技協	ムスリム・ミンダナオ自治地域稻作中心営農技術普及プロジェクト	2012-2019
有償	ミンダナオ持続的農地改革・農業開発事業(MINSAD)	2012-2016
技協	バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(CCDP)	2013-2019
草の根技協	フィリピン・ミンダナオのバンサモロ自治政府人材育成事業	2014-2016
無償	ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画(道路)	2015-2017
草の根技協	フィリピン・ミンダナオのバンサモロ自治政府人材育成強化事業	2015-2018
有償	アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業(HARVEST)	2018-
調査	マリトボグーマリダガオ灌漑計画準備調査	2017
無償	バンサモロ地域配電網機材整備計画	2017-2019
調査	ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業準備調査	2017-2019
無償	マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画	2017-

(4) 調査手法

事業ごとの報告書（事前評価、中間レビュー、終了時評価、事後評価など）を基にした文献調査と、関係者への質問票調査と聞き取り調査を実施する。調査対象者には、1990年代後半からの、①JICA本部の関係職員（地域部、課題部など）、②JICAフィリピン事務所員、③JICA専門家・コンサルタント、④相手国政府関係者（和平プロセス大統領顧問室(OPAPP)、バンサモロ移行委員会(BTC)、公共事業道路省(DPWH)、農地改革省(DAR)、フィリピン稻研究所(PhilRice)など中央関連機関・出先機関、ARMM政府関係者、地方自治体職員、BTAなど）、⑤外務省関係者、⑥MILF/MNLF関係者（バンサモロ開発庁(BDA)、BTC、バンサモロ研究所(IBS)などを含む）、⑦JICA支援に知見のある研究者・有識者・市民社会組織(CSO)職員、⑧他ドナーなどが含まれる。

(5) 分析手法

1990年代後半に開始したミンダナオ支援は、当初から戦略性をもってプログラム

として設計されていたわけではない。したがって、プログラム評価の考え方を部分的に適用しながら目標に対する「貢献の概念」を用いて分析する。具体的には、「ミンダナオの平和と開発」を協力のアウトカム（＝協力目標）とした場合のアウトプットを、事業の特性から、①経済開発（インフラ整備、農業開発、産業振興）、②コミュニティ開発、③ガバナンス強化（図1）と事後的に設定する。これらの成果の発現状況と現地での開発事業以外の日本の支援や貢献との相乗効果を確認したうえで、アウトカムが達成することを目的としていたと仮定する。

今般、援助機関でも積極的に導入されているセオリー・オブ・チェンジ (Theory of Change, ToC)⁵を部分的に試行適用することを検討する。ここでは、ミンダナオの平和と開発を目標とした場合に、これを達成するための与件としての各事業の成果の論理的関係性と時系列の流れを示す因果経路 (Causal Pathway) をJICA関係者への聞き取りを基に事後的に作成し、上記の作業仮説の検証を行うことを想定している。これにより、これまで体系的に整理されていないミンダナオ支援の事業の実施経緯や成果間の関連性が明らかになることが期待される。各事業に対する分析フレームワーク

(案)は表2のとおり。なお、代替案を含め具体的方法論(表2の代替案等を含む)をプロポーザルで提案すること。

表2：各事業に対する分析フレームワーク（案）

*太字は平和構築の視点からの項目

項目	調査事項 (設問大項目)	設問小項目
計画性とアプローチ（妥当性）	比側の政策との整合性	比政府の和平政策に合致しているか(反政府勢力各派を含めた和平政策全体の方針を含む)。
		比政府の開発政策に合致しているか。
	日本側の政策との整合性	日本の平和構築支援と合致し、政治的・政策的意義があったか。
		平和構築の視点からの政策的意義・意味合いは何か。
		JICAの協力計画との関係で意義があったか。
	事業実施の戦略	事業実施することによって不安定要因を助長する可能性は低かったと考えられるか。
	ニーズの適切性	対象機関・対象者のニーズを反映したものだったか。
	選定方法の適切性	当該地域・受益グループを選定することによって不安定要因を助長するリスクはなかったと考えられるか。リスクがあると想定された場合、回避するための対応策はあったか。また、どのような対応策だったのか。
	案件形成プロセスの適切性	どのような意思決定過程によって案件（実施機関、対象地域、対象セクター、実施形態、支援内容、他案件、他ドナーによる支援状況との関連性を含むなど）が形成されたか。
	実施体制	当該機関を実施・協力機関とすることにより、政治的・社会的な負のインプリケーションはないか。不安定要因を助長するリスクはなかったか（あったのであれば対応策はあったか）。また、どのような対応策だったのか。
	タイミング	リスク・危機管理、安全管理の体制を適切に反映し、事業全体が紛争の影響を最小限にとどめる計画となっているか。
		事業実施のタイミングはフィリピン政府に対して適切だったか。
		事業実施のタイミングは、ARMM政府に対して適切だったか。

		事業実施のタイミングは日本側（日本政府）にとって適切だったか。 他ドナーとの関係においてタイミングは適切だったか。
成果（有効性・インパクト・効率性）	プロ目標の達成度	どの程度プロ目が達成されたか。
	他案件との相乗効果	前身・後継案件、他案件、他ドナーによる支援との関連性・相乗効果はあるか。
	プロ目達成の阻害・促進要因（＝安定要因・不安定要因）	和平プロセス・政策、治安情勢等の変化、事業実施の制約（治安・社会文化的要因など）、前提条件や外部条件が満たされなくなつた場合の影響はあったか。その場合、どのように対応策が講じられていたか。また、実際、どのように対処したのか。
		上記のような阻害要因が生じた場合の成果発現への影響力はどの程度あったか。その場合にどのように対処したのか。
		プロ目を達成した促進要因はなにか。
		平和構築の視点からプロ目以外の波及効果はあったか（視点：関係者間の関係強化と信頼醸成、対象者・地域の包摂性（バランスへの配慮）、地域の安定、即効性によるレバレッジ効果、日本政府による外交・治安維持分野の貢献の関連性、現地人材の育成）。
	費用対効果	計画時から費用と期間の変更はあったか。あれば、その理由はなにか（政治や治安情勢などの特有なものか）。それに対してどのように対処したか。
		政治や治安の不安定さから事業が受ける影響を考慮した場合に適切なタイミングだったか。
	上位目標の達成度	どの程度上位目標が達成されているか（あれば）。
	他案件との相乗効果	前身・後継案件、他案件、他ドナーによる支援との関連性・相乗効果はあるか。
	上位目標の阻害・促進要因（＝安定要因・不安定要因）	波及効果を阻害・促進する要因は何か。
		和平プロセス・政策、治安情勢等の変化、事業実施の制約（治安・社会文化的要因など）などによる影響はあったか。その場合、どのように対処したのか。
		上位目標を達成した促進要因はなにか。
		平和構築の視点から上位目標達成以外の波及効果はあったか（視点：関係者間の関係強化と信頼醸成、対象者・地域の包摂性（バランスへの配慮）、地域の安定、即効性によるレバレッジ効果、日本政府による外交・治安維持分野の貢献の関連性、現地人材の育成）。
		事業を実施することによって紛争要因に対し、間接的・直接的ポジティブな影響を与えたか。その場合、どのような影響だったのか。
		事業を実施することで意図しないネガティブな影響を与えるリスク、不安定要因を助長することはなかったか。意図しないネガティブな影響はなかったか。あった場合、どのように対処したのか。
持続性	政策・制度面	成果を維持するための政策や方針（日比両側）はあるか。
	組織財政面	成果を維持するための実施機関の組織能力（組織改編がある場合に新たな組織での成果の位置づけと実施体制の有無あるは見通し）はあるか。
	技術面	実施機関と対象者の技術の活用状況（組織改編がある場合には新た

		な組織でどのように活用されているのか、あるいは見込みか)。
その他		治安悪化や情勢変化により、効果の継続に影響があったか。事業への影響を軽減するための方策がとられていたか。

(6) 報告書目次案

「ミンダナオ支援の包括的レビュー報告書（仮称）」目次案は下記の通り。なお、本報告書は、JICAと共同で執筆することとし、本業務のファイナルレポートはJICAが取り纏める報告書の一部として取り扱う予定。ファイナルレポートは、下記目次案の3.～6.の※部分を記載することとする。

報告書の目次案

- (1) 背景と目的
 - (2) 分析手法
 - (3) 調査手法
 - (4) 調査の制約
- 1. ミンダナオ和平を取り巻く概況
 - (1) フィリピン・ミンダナオの概要（社会経済状況）
 - (2) フィリピンの開発政策とミンダナオの位置づけ
 - (3) フィリピンの紛争の背景と要因
 - (4) 和平プロセス（MNLFと MILF）
 - 2. 日本のミンダナオ支援政策
 - (1) 平和構築支援の方針
 - (2) 援助政策におけるミンダナオ開発・和平支援
 - 3. 他ドナーによるミンダナオ支援とその傾向（二国間、多国間）（※）
 - 4. JICAによるミンダナオ支援レビュー（※）
 - (1) 全体像（時系列での案件形成過程と案件の特定方法）（※）
 - (2) 案件の特性（セクター、対象地域、各政権のフェーズ）（※）
 - (3) アウトカム（＝ミンダナオの平和と安定）（貢献）の確認（※）
 - (a) アウトプット（経済開発、コミュニティ開発、ガバナンス強化）の確認（※）
 - (b) アウトプットの（通常評価で示せない）平和構築の視点からの実績確認（※）
 - (c) JICA事業以外の日本・JICAによる支援（開発、外交、治安維持、和平調停、セミナー、留学事業、国内招聘など）（※）
 - (d) 貢献の概念に基づくアウトカム分析（※）
 - (e) 阻害要因・促進要因の体系化（※）
 - (f) 効果的アプローチの抽出（※）

(g) 平和構築の視点からの横断的分析（※）

- (4) 仮説検証とその結果としてのミンダナオの安定と平和への貢献（※）
- (5) 上記調査結果から得られる JICA のミンダナオ支援の特性と強み（セクター・分野、地域、関係者、実施アプローチなど）（※）
- (6) 上記から得られる教訓と今後の支援の留意点（※）

5. 今後のミンダナオ支援の検討（上記調査結果を踏まえた）

- (1) バンサモロ政府（暫定移行政府を含む）の概要（統治領域、権限、組織制度、人材、移行計画、移行状況）
- (2) 他ドナーの支援状況（暫定政府設立後）（※）
- (3) JICA のミンダナオ支援の方針と実施事業
- (4) 事業実施の留意点（※）

6. 結論（総論）（※担当部分）

添付資料：

各案件の分析フレームワーク

各案件の概要表（調査結果も含む）

草の根事業（分類別リスト：地域、セクターなど）

5. 業務の内容

本業務実施に当っては、前記 6. 実施方針及び留意事項を踏まえ、JICA 東南アジア・大洋州部、社会基盤・平和構築部、フィリピン事務所及び国際協力専門員等と協議・調整しつつ、これまでの JICA 等によるミンダナオ支援の包括的レビューを通じた成果及び教訓の整理を行うために必要なデータ、情報を収集、整理、分析する。

具体的には次のとおり工程を想定している。

(1) 国内準備期間

- ① JICA 職員及び国際協力専門員と協議し、対象事業、分析手法詳細（分析フレームワーク（案）、ファイナルレポートの目次（案）等）を確定する。
- ② フィリピンの概況、開発政策、紛争要因、和平プロセス、日本の援助政策に関する文献をレビューする。
- ③ 他ドナーの援助政策と支援動向について文献調査を基にまとめる。
- ④ 既存文献・報告書などをレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標・上位目標の達成度）、実施プロセスを整理・分析する。その結果を基に、各プロジェクトの案件概要表（案）を作成する。
- ⑤ 分析フレームワークを基に、プロジェクトの実績、実施プロセスおよび設問項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法などを検討し、JICA 職員及び国際協力専門員とも協議の上、現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- ⑥ 分析フレームワークに基づき関係者ごとに異なる質問票を作成し、JICA の確認を得る。

- ⑦ 国内の関係者に事前に質問票を配布・回収し、その結果を整理し、補足的に調査を実施する。
- ⑧ 現地の関係者に事前に質問票を配布・回収し、その結果を整理し、現地での調査内容を特定する。
- ⑨ 分析フレームワークに基づき、(1) ⑦、⑧の上記の調査結果をまとめる。

(2) 第1次現地調査期間

- ① JICA フィリピン事務所関係者に対して、第1次現地調査の実施方法について説明を行う。
- ② 事前に配布・回収した質問票の回答結果を基に、補足的に面談調査等(※1)を実施し、情報・データの収集・整理を行う。現地調査の実施に際しては、調査対象者と質問を絞り込んだうえで、効率的に実施することとする。
- ③ 収集した情報、データを分析し、案件形成・実施プロセスを確認した上で、阻害・促進要因と長期的な波及効果を抽出する。
- ④ 国内作業と現地調査で得られた結果を基に、業務進捗報告書案(案件概要表含む)の作成・取りまとめを行う。
- ⑤ 現地調査結果をJICA フィリピン事務所に報告する。

(3) 第1次国内整理期間

- ① 上記の調査結果を基に、業務進捗報告書の作成・取りまとめを行う。
- ② 上記調査について帰国報告会にて、調査結果を報告する。
- ③ 第1次現地調査の未達成の事項、更に調査が必要な事項をまとめ、JICA の確認を得る。

(4) 第2次現地調査期間

- ① JICA フィリピン事務所関係者に対して、第2次現地調査の実施方法について説明を行う。
- ② 第一次現地調査結果の未達成事項及び追加調査事項について、補足的に面談調査を実施し、情報・データの収集・整理を行う。現地調査の実施に際しては、調査対象者と質問を絞り込んだうえで、効率的に実施することとする。
- ③ 収集した情報、データを分析し、JICA ミンダナオ支援の平和と開発への貢献を検証したうえで、効果的アプローチと教訓、今後の事業実施のための留意点を抽出する。
- ④ 国内作業と現地調査で得られた結果を基に、ファイナルレポート(案)を作成する。
- ⑤ 現地調査結果をJICA フィリピン事務所に報告する。

(5) 第2次国内整理期間

- ① ファイナルレポート(案)(和文・英文)を作成し、JICA の確認を得る。
- ② 帰国報告会にて、調査結果を報告する。

(※1) 全ての面談は、先方の了承が得られる場合には音声録音し、面談録(写真等含む)とともにJICAに提出する。

6. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（4）ファイナルレポートとする。

（1）分析フレームワーク（6月）

和文3部（簡易製本）（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA 社会基盤・平和構築部、JICA フィリピン事務所へ各1部）、電子データ（PDF）

（2）業務進捗報告書（7月）

和文3部（簡易製本）（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA 社会基盤・平和構築、JICA フィリピン事務所へ各1部）、電子データ（PDF）

（3）ファイナルレポート（8月）

和文3部（簡易製本）、英文3部（簡易製本）（JICA 東南アジア・大洋州部、JICA 社会基盤・平和構築部、JICA フィリピン事務所へ各1部）、電子データ（PDF）

① 報告書の作成・印刷仕様

報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、準備調査報告書については製本することとし、その他の報告書等はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

② 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは対象項目別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

③ ファイナルレポートの取扱い

本ファイナルレポートは JICA が取り纏める「ミンダナオ支援の包括的レビュー報告書（仮称）」の一部として取り扱う予定。

（4）その他提出物

① 議事録・写真等

関係者との各調査報告書説明・協議にかかる議事録、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出すること。また、現地業務時に撮影した写真（30枚程度、調査した現場の写真を含めること）をファイナルレポートに添付する。

② コンサルタント業務従事月報

コンサルタント業務従事月報を翌月 15 日までに JICA に提出する。

③ その他

上記の提出物の他、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各種報告書の和文要約等、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提示する。

（5）その他留意事項

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

② ファイナルレポートには、その内容要点を記載したサマリーを加えること。

- ③報告書の作成にあたっては、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ④報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する外国分により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑤報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。



【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2019年5月～2019年8月の4か月間の予定で業務を行う想定とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

(全体) 約 5.75 人月

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載の格付は目安である。

ア 総括/平和構築（3号）

イ 調査・分析（4号）

(3) その他留意事項

本業務はミンダナオ支援全体の包括的なレビューを試みるものであり、個別プロジェクトの分析作業は些少であるが、業務従事者が分析対象となるプロジェクトに従事した経験がある場合は、分析の公正性（validity）を担保するために、分析の偏りを最小化すべくプロジェクトに直接従事した者以外が担当し、JICAがその内容を確認することを想定している。そのため、プロジェクトの分析作業には、対象プロジェクトに従事した経験がないものを充てること。

3. 対象国の便宜供与

調査対象者との面談に係る設定については、必要に応じ JICA フィリピン事務所およびコタバト・プロジェクトオフィス（CPO）の支援を受けられるものとする。

4. 公開資料

1) JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 1.1）

（https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-aatt/handbook_ver01.pdf）

2) プログラム評価手法検討のためのマスター・プランの試行的評価報告書（Theory of Change の適用事例あり）

（http://open_jicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_12014767.html）

5. 安全管理

現在（2019年3月時点）でのJICA安全対策措置（一時的措置）において、コンサルタントによるムスリム・ミンダナオ自治地域及び紛争影響地域への業務・一般渡航は禁止されていることから、当該業務従事者は右地域に立ち入ることなく、本邦及びマニラ首都圏から遠隔で業務を行います（調査対象者への面談についてはテレビ会議等にて実施することを想定）。但し、業務期間中にJICA安全対策措置（一時的措置）

が改定される可能性もあるため、バンサモロ地域（主にコタバトを想定。JICA 安全対策基準上の業務渡航禁止地域は除く。）における業務渡航が可能となった場合、出張ベースで立ち入り、関係者との協議等の業務を行うことが望ましいことから、コンサルタントは右出張にも対応できるようにしてください。なお、この場合必要となる追加の出張経費（旅費、安全対策経費等）については、契約変更によって対応します。また、渡航が必要になった場合は、初回現地渡航時までに、JICA が行う「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講してください。

6. 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上